

## 直結給水の範囲拡大に関する実施要領

平成27年4月1日

令和3年6月1日改訂

### (目的)

第1条 この要領は、現状における配水管の水圧等の供給能力の範囲内で、直結給水の範囲拡大を図るために必要な事項を定めるものとし、小規模貯水槽における衛生問題の解消、給水サービスの向上を図ることを目的とする。なお、この要領に定めのないものについては、「成田市給水装置工事施行基準」及び「直結給水システム導入ガイドラインとその解説（厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課監修 財団法人水道技術研究センター発行）」によるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 直結直圧式とは、配水管の動水圧により直接給水する方式をいう。
- (2) 直結増圧式とは、給水管の途中に直結加圧形ポンプユニットを設置し、圧力を増して給水する方式をいう。
- (3) 受水槽式とは、水道水を一旦受水槽で受け給水する方式をいう。
- (4) 直結・受水槽併用式とは、一つの建物内で、直結式及び受水槽式の両方の給水方式を併用するものをいう。
- (5) 逆流防止装置とは、給水装置における逆流を防止するための器具として、減圧式逆流防止器、二重式逆流防止器、複式逆止弁、単式逆止弁、及びバキュームブレーカ等があり、これらを総称して逆流防止装置という。

### (対象建物)

第3条 3階建てまでの建物で、建物全体の計画一日最大使用水量は、30立方メートル以下とする。ただし、次のような建物へ給水する場合は対象外とし、受水槽方式とする。

- (1) 一時的に多量の水を使用するものや使用水量の変動が大きい施設・建物等で、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるもの
- (2) 毒薬・劇物・薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造・加工又は貯蔵する工場・事業所・研究所等
- (3) 災害や事故による断減水時にも一定の給水の確保が必要な建物
- (4) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする建物
- (5) 計量法に基づく水道メーターの取替えによる断水時にあって、影響が大きい建物

2 直結式給水の対象外建物の例を次に掲げる。

- (1) クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染色、メッキ等の事業を行う施設等
  - (2) 病院・ホテル・百貨店等の施設
  - (3) 食品冷凍機・電子計算機等の冷却水に供給する場合
- 3 3階を超える建物であっても、4階以上に給水装置を設けないものは対象とする。

(実施条件)

第4条 実施にあたっては、以下に掲げる条件をすべて満たさなければならないものとする。

(1) 水圧条件

直結直圧式を適用するにあたっては、申請箇所又は申請場所直近の消火栓等において、自記録水圧計により連続24時間以上の水圧を測定し、この測定値の最小動水圧が、分岐しようとする配水管位置での水圧に置き換えた場合にあっても、0.25MPa以上を確保できること。

(2) 給水器具の高さ

3階に設置する給水器具の最高位は、原則として配水管の布設道路面から8.5m以下とする。

(3) 給水管の分岐口径

配水管から分岐する給水管口径は、原則として、配水管の管径より2段階以下とし、25mm以上かつ75mm以下とする。

| 給水管分岐口径 | 配水管口径           |
|---------|-----------------|
| 25mm    | 50mm以上 350mm以下  |
| 40mm    | 75mm以上 350mm以下  |
| 50mm    | 100mm以上 350mm以下 |
| 75mm    | 150mm以上 350mm以下 |

(事前協議)

第5条 この要領に基づき給水を受けようとする者は、次の各項により事前協議を行うものとする。

- 2 申請者、指定給水装置工事業者又は協議者は、給水装置承認申請を行う前に、設計水圧の調査のため、「設計水圧調査依頼書」(別紙様式第1号)を水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に依頼しなければならない。
- 3 管理者は、前項の依頼があった場合、設計水圧を調査し、「設計水圧調査回答書」(様式第2号)により回答するものとする。
- 4 申請者、指定給水装置工事業者又は協議者は、前項の回答により直結式給水を計画する場合、「直結式給水設計協議申請書」(様式第3号)及び必要添付図書を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。
- 5 管理者は、前項により事前協議が整った場合は、「直結式給水設計協議回答書」(様式第4号)を交付するものとする。

(設計条件)

第6条 設計にあたっては、次の各号の条件を満たさなければならない。

(1) 設計水圧

| 給水方式  | 水圧条件 (最小動水圧)            | 設計水圧     |
|-------|-------------------------|----------|
| 直結直圧式 | 0.25 Mpa 以上             | 0.25 Mpa |
| 直結増圧式 | 0.15 Mpa 以上 0.20 Mpa 未満 | 0.15 Mpa |
|       | 0.20 Mpa 以上 0.25 Mpa 未満 | 0.20 Mpa |
|       | 0.25 Mpa 以上             | 0.25 Mpa |

(2) 給水管口径の決定

ア 直結直圧式における給水管の口径決定にあたっては、使用実態に沿った同時使用量を的確に算定し、その水量に応じた給水管取出し口径等を、 $\phi 50\text{mm}$ 以下はウェストン公式、 $\phi 75\text{mm}$ を超えるものについてはヘーゼン・ウィリアムス公式によって決定する。

イ 直結増圧式における給水管の口径決定にあたっては、使用実態に沿った瞬時最大給水量を的確に把握する。

また、口径決定の手順は、建物内の瞬時最大給水量を把握し、その水量に給水できる性能を有する増圧装置を選定し、さらにその水量に応じた給水管取出し口等を摩擦抵抗法によって決定する。

ウ 給水管の管内流速は、口径 $50\text{mm}$ 以下の場合 $2.0\text{m/sec}$ 以下、口径 $75\text{mm}$ の場合は $1.5\text{m/sec}$ 以下とすること。

(3) 逆流防止装置

3階直結式の給水装置には、必ず逆流防止装置を設置しなければならない。

ア 1戸建て専用住宅では、量水器の下流側に逆流防止弁を設置する。

イ 集合住宅、事務所ビル及びこれらの併用ビル等の建物では、量水器を地面に設置する場合には、3階用量水器の下流側、量水器を建物内に設置する場合には、3階用立上がり管の立上がり部の管理・修繕の容易な場所に逆流防止弁を設置する。

(4) 増圧装置による増加圧力

増圧装置の増加圧力は、給水装置の末端又は最高位の給水器具を使用するために必要な最小動水圧 $0.05\text{Mpa}$ を確保できるように設定すること。

$$P P \geq (P 1 + P 2 + P 3 + P 4 + P 5 + P 6) - P 0$$

P P : 増圧装置による増加圧力 (増圧ポンプの全揚程)

P 0 : 設計水圧 (配水管の水圧)

P 1 : 配水管と増圧装置の高低差

P 2 : 増圧装置上流側の給水管及び給水器具の圧力損失 (継手、弁類を含む)

P 3 : 増圧装置の圧力損失 (減圧式逆流防止器の損失を含む)

P 4 : 増圧装置下流側の給水管及び給水器具の圧力損失 (継手、弁類を含む)

P 5 : 末端最高位の給水栓を使用するために必要な圧力 ( 0 . 0 5 M p a )

P 6 : 増圧装置と末端最高位の給水栓との高低差

( 5 ) 増圧装置

増圧給水設備は増圧ポンプ及び逆流防止装置等で構成されるもので、日本水道協会規格水道用直結加圧形ポンプユニット ( J W W A B 1 3 0 ) 及び同規格水道用減圧式逆流防止器 ( J W W A B 1 3 4 ) の適合品から構成されたものを基本とする。なお、自己認証品及び第三者認定商品については同規格品と同等以上のものであることとする。

( 6 ) 増圧装置の圧力制御

配水圧低下時等に一時側の圧力が配水管の管心レベルに換算した値で 0.07MPa 以下となった場合は、ポンプが自動停止するよう措置をとること。また、0.10MPa 以上に水圧が回復した場合には、自動復帰すること。

(直結直圧方式と他の給水方式との併用)

第 7 条 直結増圧式及び受水槽方式との併用は認めるものとする。ただし、給水管の分岐口径範囲内とする。

2 前項に規定する給水方式を併用する場合の直圧給水階高さは、2 階までとする。

(既存建物への直結給水)

第 8 条 給水方式を受水槽式から直結式に切り替える場合は、事前に次の号に掲げる場合に並び、該当する事項を実施、確認すること。

( 1 ) 更生工事の履歴の無い受水槽式給水設備から、直結給水方式に切り替える場合

ア 既設配管の材質

( i ) 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 1 9 日)」 (以下、「構造材質基準」という。) に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。

( ii ) 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。

イ 既設配管の耐圧試験

耐圧性能については、水圧 0.75MPa を受水槽以下設備に 1 分間加えた後、漏水等が生じないことを事前に確認する。(これは弁類の構造上、弁座漏れ試験を 0.75MPa としていることから、弁座の機能を損なわないよう 0.75MPa の圧力で行うものである。)

ウ 水質試験

( i ) 直結給水への切替前において、水道法第 2 0 条第 3 項に規定する地方公共団体の機関又は、厚生労働大臣の登録を受けた者による水質試験を受け、水道法第 4 条に定める水質基準を満足していることを確認する。

( ii ) 採水方法は、毎分 5 L の流量で 5 分間流して捨て、その後 1 5 分間滞留させたのち採水するものとする。

- (iii) 試験項目は味、臭気、色度、濁度のほか、協議結果に応じて鉄、pHとする。
- (2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合
- ア 既設配管の材質
- ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料、工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。
- なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。
- イ 既設配管の耐圧試験
- 耐圧性能については、水圧 0.75MPa を受水槽以下設備に 1 分間加えた後、漏水等が生じないことを事前に確認する。（これは弁類の構造上、弁座漏れ試験を 0.75MPa としていることから、弁座の機能を損なわないよう 0.75MPa の圧力で行うものである。）
- ウ 浸出性能確認の水質試験
- (i) 現地にて水道水を毎分 5 L の流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水として採取し、水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
- (ii) 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。
- (3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合
- ア 既設配管の耐圧試験
- 耐圧性能については、水圧 0.75MPa を受水槽以下設備に 1 分間加えた後、漏水等が生じないことを事前に確認する。（これは弁類の構造上、弁座漏れ試験を 0.75MPa としていることから、弁座の機能を損なわないよう 0.75MPa の圧力で行うものである。）
- イ 浸出性能試験
- (i) ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
- (ii) 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を 16 時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で 5 L の水量を確保できない場合は同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。

(iii) 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準の別表第1のすべての項目を行う。

(共用給水栓の設置)

第9条 直結増圧式を適用するにあたっては、増圧装置の故障、修理及び停電等に備え、直結直圧式の共用給水栓を設置することが望ましい。

(給水装置工事の申込)

第10条 事前協議の回答により、3階直結直圧式及び直結増圧式給水方式が可能となり、給水装置工事の申込申請を行う場合は、次の号に掲げる書類を添付するものとする。なお、受水槽式の給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込を受け受水槽まで共有している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の改造工事として取り扱う。

(1) 3階直結直圧式の場合

ア 直結式給水設計協議回答書(様式第4号)の写し

イ 3階直結直圧式給水方式に係る承諾書(様式第5号)

(2) 直結増圧式の場合

ウ 直結式給水設計協議回答書(様式第4号)の写し

エ 直結給水用増圧装置設置条件承諾書(様式第6号)

オ 管理人選定届(成田市水道事業給水条例第12号様式)

カ 保守点検契約書の写し

(3) 既設管を利用する場合

別に定める「既設装置の給水装置認定取扱要綱」によるものとする。

(工事検査)

第11条 工事検査は、別に定める「給水装置工事検査要綱」によるものとする。

2 直結増圧式を適用するにあたっては、増圧装置の耐圧試験を除くものとする。

(保守管理)

第12条 増圧装置設置者は、増圧装置及び逆流防止装置を必ず年1回以上保守点検を行い機能等を確認すること。

また、点検結果については、書面で記録保存するものとする。

2 前項に規定する保守点検については、管理会社と保守点検契約を締結し、「保守点検契約書」の写しを提出するものとする。

3 増圧装置設置者は、増圧装置の異常、故障時に備え、増圧装置本体又は装置付近の確認が容易に行える場所に、管理会社等の緊急連絡先を明記した緊急連絡先表示板(別記)を参考に作成し、設置するものとする。

4 第一止水栓より二次側の給水装置の管理は所有者が行い、漏水及び給水装置の故障修理等は所有者の責任で行うこと。

(費用負担)

第13条 給水装置工事に関わる費用は、増圧装置を含み、全て設置者等の負担とする。

また、保守点検及び修繕等に係る費用についても、全て設置者等の負担とする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

（あて先）成田市長

依頼者 住 所  
氏 名  
電話番号

（※）法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも、本人（代表者）が自署しない  
場合は、記名押印してください。

## 設 計 水 圧 調 査 依 頼 書

下記の建物への給水方式を検討するため、直結給水の範囲拡大に関する実施要領第5条第2項の規定により、設計水圧の調査を依頼します。

|                        |  |
|------------------------|--|
| 調 査 箇 所                | 成田市  |
| 建 物 概 要                | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所<br><input type="checkbox"/> 店舗・事務所等併用住宅<br>（内訳：店舗・事務所等_____戸，住宅用_____戸）<br><input type="checkbox"/> 小規模社会福祉施設（ _____ ）<br><input type="checkbox"/> その他（ _____ ） |
|                        | 計画戸数_____戸 または 計画給水人口_4_人  |
| 予 定 給 水 方 式<br>（複数選択可） | <input type="checkbox"/> 直結直圧式 <input type="checkbox"/> 直結増圧式 <input type="checkbox"/> 直結直圧併用式<br><input type="checkbox"/> 特定施設水道直結式スプリンクラー設備  |
| 給 水 開 始 予 定            | <input type="checkbox"/> _____ 年 _____ 月 _____ 日から <input type="checkbox"/> 未定   |
| 添 付 書 類                | 案内図及び管網図（1／500）  |
| そ の 他                  |  |



成水工 第 号  
年 月 日

様

成田市長 小泉一成

### 設 計 水 圧 調 査 回 答 書

年 月 日付けで依頼がありましたこのことについて、直結給水の範囲拡大に関する実施要領第5条第3項の規定により、下記のとおり回答します。

#### 記

|         |       |
|---------|-------|
| 調 査 箇 所 | 成田市   |
| 設 計 水 圧 | M p a |

- ※ この回答書は、調査箇所における給水装置工事の設計に必要な設計水圧を回答するものであり、工事を承認するものではありません。
- ※ 設計水圧は、測定水圧に必要なデータの補正を行い決定しています。
- ※ この回答書の設計水圧により直結式給水を計画する場合は、「直結式給水設計協議申請書」（第3号様式）により事前協議を行ってください。

（あて先）成田市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

（※）法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

### 直結式給水設計協議申請書

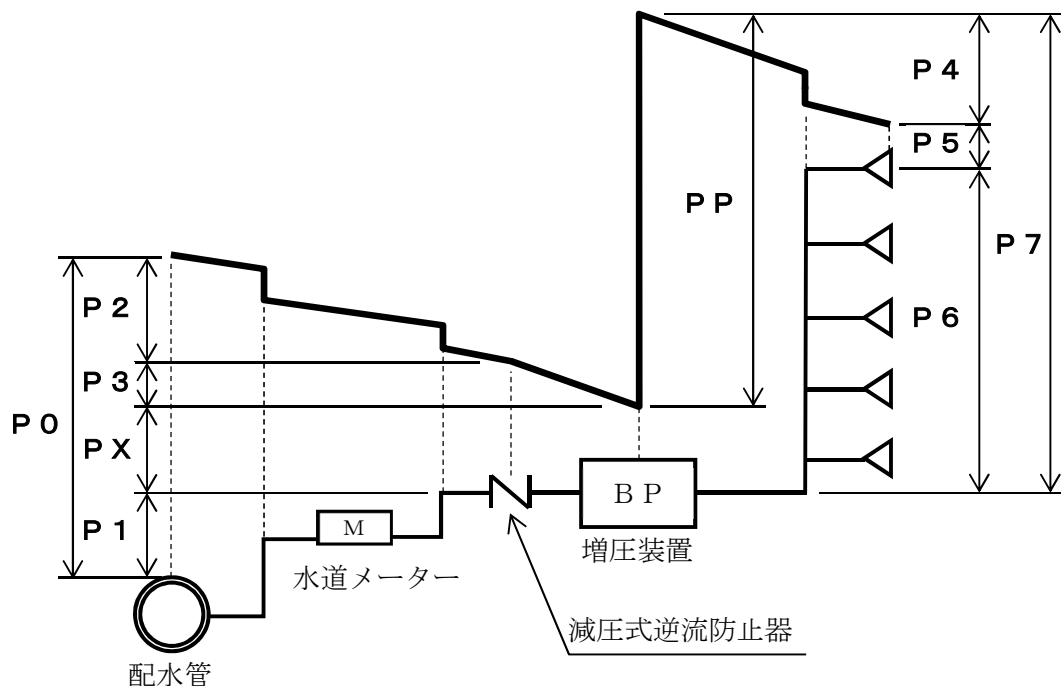
下記の建物への給水方式を直結式としたいので、直結給水の範囲拡大に関する実施要領第5条第4項の規定により、設計協議を申請します。

|           |  |
|-----------|--|
| 施 工 主     | 住 所<br>氏 名<br>電話番号   |
| 施 工 場 所   | 成田市  |
| 建 物 概 要   | 地上 階（地下 階） <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築   |
|           | <input type="checkbox"/> 共同住宅<br><input type="checkbox"/> 60 m <sup>2</sup> 以上 戸 <input type="checkbox"/> 30 m <sup>2</sup> 以上 60 m <sup>2</sup> 未満 戸<br><input type="checkbox"/> 30 m <sup>2</sup> 未満 戸<br><input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所<br><input type="checkbox"/> 店舗・事務所等併用住宅<br>（内訳：店舗・事務所等 戸，住宅用 戸）<br><input type="checkbox"/> 小規模社会福祉施設（ ）<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 給 水 方 式   | <input type="checkbox"/> 直結直圧式 <input type="checkbox"/> 直結増圧式 <input type="checkbox"/> 直結直圧併用式<br><input type="checkbox"/> 特定施設水道直結式スプリンクラー設備  |
| 使 用 水 量   | 計画一日最大使用水量 m <sup>3</sup> /日<br>同時使用水量 L/分 又は 瞬時最大流量 L/分   |
| 分 岐 口 径   | 配水管口径 mm × 給水引込管 mm  |
| 宅地と道路の高低差 | 道路標高より <input type="checkbox"/> プラス m <input type="checkbox"/> マイナス m  |
| 添 付 書 類   | 1. 案内図 2. 建築図（平断面） 3. 給水平面図<br>4. 給水系統図 5. 設計水圧調査回答書の写し<br>6. 水理計算書（計算結果は本書裏面に記載）  |

(裏面)

|  |   |     |
|--|---|-----|
| P 0 : 設計水圧 (配水管の水圧)  | = | m   |
| P 1 : 配水管と増圧装置との高低差  | = | m   |
| P 2 : 増圧装置上流側の給水管及び給水用具の圧力損失   | = | m   |
| P 3 : 増圧装置の圧力損失<br>(減圧式逆流防止器の損失を含む)  | = | m   |
| P X : 増圧装置直前の圧力<br>$P 0 - ( P 1 + P 2 + P 3 )$<br>_____m - ( _____m + _____m + _____m)                       | = | m   |
| P 4 : 増圧装置下流側の給水管及び給水用具の圧力損失   | = | m   |
| P 5 : 末端最高位の給水栓を使用するために必要な圧力 (0.05Mpa)   | = | 5 m |
| P 6 : 増圧装置と末端最高位の給水栓との高低差  | = | m   |
| P 7 : 増圧装置の吐出圧<br>$P 4 + P 5 + P 6$<br>_____m + _____m + _____m  | = | m   |
| P P : 増圧装置による増加圧力 (増圧ポンプの全揚程)<br>$P 1 + P 2 + P 3 + P 4 + P 5 + P 6 - P 0$<br>= P 7 - P X<br>_____m - _____m | = | m   |

直結増圧式給水における動水勾配線図



成水工 第 号  
年 月 日

様

成田市長 小泉一成

### 直結式給水設計協議回答書

年 月 日付けで申請がありましたこのことについて、直結給水の範囲拡大に関する実施要領第5条第5項の規定により、下記のとおり回答します。

#### 記

- 直結直圧式給水が可能です。
- 直結増圧式給水が可能です。

#### 留意事項

- ※ 設計内容を変更する場合は、再協議となります。
- ※ 給水装置工事の申請時に本書（写し）を添付して下さい。

- 直結直圧式給水が不可能です。設計内容を検討し直すか、あるいは受水槽式給水を採用して下さい。
- 直結増圧式給水が不可能です。設計内容を検討し直すか、あるいは受水槽式給水を採用して下さい。

#### 理由

- 設計内容を確認したところ、必要な水圧が確保されておりません。
- その他（ ）

|         |            |
|---------|------------|
| 施 工 主   | 住 所<br>氏 名 |
| 施 工 場 所 | 成 田 市      |

年 月 日

（あて先）成田市長

設置者 住 所  
（所有者）氏 名  
電話番号

設置場所 成田市

---

（※）法人の場合は，記名押印してください。  
法人以外でも，本人（代表者）が自署しない  
場合は，記名押印してください。

### 3階直結直圧式給水方式に係る承諾書

3階直結直圧式給水方式による給水にあたり、下記の条件を承諾いたします。

#### 記

- 1 使用者への通知  
次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、出水不良時には解消のため全面的に協力し、苦情を水道部に一切申し立てしません。
  - ① 給配水管の漏水等による事故及び水道施設工事の際、断水又は水圧低下に伴う出水不良が生じる場合があること。
  - ② 漏水対策等による給水制限時に、3階の給水栓で断水又は水圧低下に伴う出水不良が生じる場合があること。
- 2 出水不良に対する対応  
上記の理由による出水不良又は給水装置の用途変更（専用住宅から店舗等への変更）により、当方の給水に支障をきたす場合には、自らの費用負担で、給水方式を変更することにより対応します。
- 3 既設配管使用の責任について  
既設の受水槽以下設備を使用し、3階直結直圧式給水方式に変更する場合は、これに起因する漏水等の事故については、設置者（所有者）または使用者等の責任において解決します。
- 4 借受人への通知  
3階部分の部屋を貸借する場合には、本給水装置は上記の条件付きであることを貸借人に熟知させ、3階部分での断水や、水圧低下に伴う出水不良が生じた場合の貸借人の苦情等は、当方が責任をもって処理し、水道部には、一切ご迷惑をかけません。
- 5 譲渡人への通知  
本給水装置の所有者を変更するときは、上記事項について譲渡人に継承するとともに、新所有者より水道部へ給水装置所有者変更届（第17号様式）及び誓約書（様式第5号）を提出させます。
- 6 条例・規定の遵守  
上記各項の他、取扱上なお必要な事柄については、成田市給水条例及び同施行規定を遵守して施行します。

年 月 日

（あて先）成田市長

設置者 住 所

（所有者）氏 名

電話番号

設置場所 成田市

（※）法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも、本人（代表者）が自署しない  
場合は、記名押印してください。

## 直結給水用増圧装置設置条件承諾書

直結増圧式給水方式による給水のために直結給水用増圧装置を設置するにあたり、下記の条件を承諾いたします。

### 記

#### 1 使用者への通知

次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、増圧装置による給水についての苦情を水道部に一切申し立てしません。

① 増圧装置が停電や故障等により停止したときに、断水となり水の使用ができなくなる  
こと。

② 増圧装置を設置した場合は、受水槽のような貯留機能がないため、計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなること。

#### 2 定期点検について

増圧装置、減圧及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、専門知識を持った関係者により、年1回の定期点検を行います。

#### 3 断水時の対応について

計画的な断水及び緊急的な断水における加圧装置の停止、復旧操作等の保守管理は設置者の責任において行います。

#### 4 損害の補償について

増圧装置の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道部もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

#### 5 既設配管使用の責任について

既設の受水槽以下の装置を使用し、増圧装置を設置した場合は、これに起因する漏水等の事故については、設置者（所有者）または使用者等の責任において解決します。

#### 6 条例・規定の遵守

上記各項の他、取扱上なお必要な事柄については、成田市給水条例及び同施行規定を遵守して施行します。

#### 7 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、増圧装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道部に一切迷惑をかけません。

別記

## 緊急連絡先表示板

### 水道施設故障時の連絡先

ポンプの故障等により断水している場合は、下記へ連絡してください。

建物管理者

\_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

水道施設管理者

\_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_